

○和泉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年7月25日

規則第26号

改正 平成24年7月19日規則第69号

令和2年9月7日規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年和泉市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平24規則69・一部改正)

(申請書)

第2条 条例第2条第1項の申請書は、和泉市公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）によるものとする。

(添付書類)

第3条 条例第2条第1項第2号の書面は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれに準ずる書類
- (2) 法人にあっては、法人の登記簿謄本（その他の団体にあっては、これに準ずる書類）
- (3) 役員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長又は教育委員会が特に必要と認めるもの

(事業報告書等)

第4条 条例第6条第4号の事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の当該公の施設における職員の出勤管理表等
- (2) 当該公の施設の改善すべき事項がある場合の報告書等

(選定委員会の設置)

第5条 条例第10条第1項の和泉市公の施設の指定管理者の指定に係る選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、指定管理者の選定を行う事務ごとに設置することができる。

2 選定委員会は、次の事項を審査する。

- (1) 事業計画書等の形式要件
- (2) 事業者の企画力、実績、信頼性、情報量等
- (3) 事業者としての公平性、中立性、透明性等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の管理者としての必要な能力及び適性の有無

(平24規則69・追加)

(選定委員会の組織)

第6条 選定委員会は、会長及び委員により組織する。

- 2 委員の定数は、会長を除き6人以内とする。
- 3 会長は、施設所管部長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。この場合において、第1号及び第2号に掲げる者は必ず選任するものとし、第3号に掲げる者は必要に応じて選任するものとする。
 - (1) 市の職員
 - (2) 会計及び経理業務に関し知識経験を有する者
 - (3) 利用者の代表その他の市長が必要と認める者

(平24規則69・追加、令2規則51・一部改正)

(選定委員会の会議)

第7条 会長は、選定委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 選定委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を参加させることができる。

(平24規則69・追加)

(選定委員会の庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、各施設の所管課において行う。

(平24規則69・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。